

明治30年の宮内省式部職雅楽部

塚原 康子

はじめに

明治維新後の雅楽制度の再編から約30年をへた明治30年（1897）の宮内省式部職雅楽部¹⁾は、度重なる官制改革による官位と給与の切り下げ、明治7年（1874）以来の西洋音楽兼修に由来する音楽活動の変化とそれに伴う処遇をめぐる軋轢、後継者養成体制にかかわる問題などが重なり、若手楽師から退部し転職する者が現れる、という状況に直面していた。こうした問題はすでに明治20年代から顕在化しはじめ、明治26年（1893）に改革を求める上申が楽師から出されたのだが、日清戦争をはさんで解決策が講じられないまま放置されていた。若手楽師の離職者があいついだ明治30年に至って、楽師の間に楽部の将来に対するつよい危機感が生まれ、協議のうえ改革案をとりまとめ、6月に式部長に改めて官制改革案を上申した。しかし、いかに請願を重ねても、楽師側の要望は実現の見込みが立たず、明治30年12月、楽生と楽師1名をのぞく全員が辞表を提出するという非常事態に突入したのである。

結果的に、危機的な事態は楽師の辞表取り下げによって数日で収拾され、12月20日付で官制改革が発表されたものの、楽師側が望んだ改革案はこの時点ではほとんど実現しなかった。しかし、事件から10年後の明治40年から大正3年にかけて行われた制度改正はこの改革案をかなり取り込んでおり、明治3年（1870）の雅楽局設置から大正・昭和戦前期までの70年間を通観すると、明治30年は楽部にとって大きな分岐点であったように思われる。その意味で、明治30年に起こった事件の背景とその影響関係の解明が必要であろう。

さらに視点を広げれば、19世紀には東アジア諸国に広く存在した宮廷楽団のほとんどが、20世紀の政治変革により消滅あるいは脈絡転換を余儀なくされた中、近代天皇制の下で強化され戦後も存続した日本の宮廷楽団・宮内省楽部はきわめて特異な存在である。今日まで存続したがゆえに、近代以降も音楽伝承のみならず公文書や楽師の日記²⁾、新聞・雑誌記事など豊富な歴史資料が残存しているにもかかわらず、楽師による著作でふれられている外は、楽部を対象にした研究はごく少ない³⁾。現在まで変動をつづけてきた楽部についての歴史的研究の進展が、近年関心の高まっている東アジア近代の宮廷音楽研究に資する点は多いと思われる。

また、楽部が雅楽と西洋音楽の楽団を兼ねていたことが問題を複雑化したとはいえ、楽師

の処遇にかかわる問題は、伝統文化の保存政策やオーケストラの楽団経営等に通ずる一面を有しており、芸術文化をめぐる今日的課題にも示唆を与える事例といえよう。

以上のような展望のもとに、本稿では、明治30年12月に宮廷音楽家の総辞職という前代未聞の事態に立ち至った背景を、①明治10～20年代における楽部官制の変遷と処遇問題、②明治10～20年代における楽部の音楽活動、③明治30年の紛擾、に分けて探り、19世紀後半の日本の宮廷楽団史を記述することに務めたい。

1. 明治10年～20年代における楽部官制の変遷と処遇問題

はじめに、楽師の処遇に直結する明治期の官制改革と、明治17年（1884）にはじまった楽道保護賜金および雅楽生制度について見ておきたい。

(1) 官制と官名の変遷

明治期には官制改革がしばしば行われ、楽部に相当する部局は、太政官雅楽局から式部寮雅楽課となり、明治22年からの宮内省式部職雅楽部をへて、明治40年に宮内省式部職楽部と改称された。以後は戦前を通じて変更なく、戦後の宮内省改革によって現在の宮内庁式部職楽部となった。以下に、明治期の楽部にかかわる主要な官制改革と、設置官名を一覧にする。

表1 明治期の楽部にかかわる主要な官制と官名の変遷

（『法規分類大全』『職員録』『明治官制辞典』より作成）

| | | |
|------------|--------|--|
| 明治3年（1870） | 11月7日 | 太政官内に雅楽局を仮設置（長・助、大伶人・少伶人・伶生） |
| | 11月28日 | 相当官位を改正（大伶人・中伶人・少伶人、伶員） |
| 4年（1871） | 3月14日 | 京都に雅楽局出張所をおく |
| | 4月24日 | 牛込御門内に雅楽稽古所をおく |
| | 8月10日 | 雅楽局を廃し、式部寮雅楽課をおく |
| 8年（1875） | 4月4日 | 式部寮官等改正（権中伶人・権少伶人を増置） |
| | 4月14日 | 式部寮を宮内省に属す |
| | 12月2日 | 式部寮を正院に属す |
| 10年（1877） | 9月14日 | 式部寮を再び宮内省に属す |
| | 10月31日 | 京都出張雅楽課を廃す、大伶人以下を廃し伶人・伶員をおく （一等～五等伶人、一等～四等伶員） |
| 17年（1884） | 10月3日 | 式部寮を廃し式部職をおく（雅楽長、雅楽師長・雅楽師副長・雅楽師・雅楽手・雅楽生） |
| 21年（1888） | 5月19日 | 雅楽長以下を廃し、雅楽部長、雅楽部副長、「帝国楽及唐楽及高麗楽等に従事する」伶人長・伶人・伶員と、「欧洲吹奏楽及欧洲管絃楽に従事する」楽師長・楽師・楽手・楽生をおく |

明治30年の宮内省式部職雅楽部

| | |
|-----------------|---|
| 22年（1889）7月23日 | 宮内省式部職雅楽部と改称 |
| 30年（1897）12月20日 | 雅楽部長、雅楽部副長の下に雅楽師長・楽師長をおく |
| 40年（1907）10月31日 | 宮内省式部職楽部と改称し、部長、楽長（2名）、楽師（40名）・楽手（15名）・楽生（30名）をおく |
| 42年（1909）6月1日 | 楽手を廃し、楽師を55名とする |

制度面から見ると、明治初年の小刻みな改正ののち、明治17年と21年の官制改革が転換点となり、さらに明治40年と42年の改正をへて、戦前までの楽部の体制が固まったといえる。まず、17年の改正で、それまでの伶人・伶員という官名が一旦消え、雅楽長・雅楽師長・雅楽師副長・雅楽師・雅楽手・雅楽生がおかれた。このうち、式部官が兼任する雅楽長（奏任）は楽部の運営に責任をもつ管理職で、21年以降の雅楽部長にあたる。

その下の雅楽師長（奏任、八等相当）と雅楽師副長（奏任、九等相当）は、それぞれ「楽道諸般ノ事ヲ掌ル」「職掌雅楽師長ニ重ク雅楽師長事故アルトキハ代理スルヲ得」と規定された音楽面の責任者で、21年の雅楽部副長、明治40年以後の楽長に相当する。17年に雅楽師長は任じられず、林広守（1831-1896）が楽師のトップである雅楽師副長の任にあたった。明治初年以來さまざまな課題に一丸となって取り組んできた楽部は、幕末までの三方楽所体制に由来する協同分担型の楽団から、統括者を明確にした一元的な宮廷楽団へと移行しつつあった。ただし、明治26年（1893）4月19日に林広守が依願免官となった後、後任の雅楽師副長が楽師から選任されずに式部官の兼任となり、式部職から離れた牛込区富士見町の雅楽稽古所に拠点を置く楽師の活動状況や意向が上層部に伝わりにくくなったことも、明治30年の事態を招く遠因になったように思われる。

また、この改正で初めておかれた雅楽生は、正式任官者の補充要員の扱いで明治初年からおかれてきた伶員に代えて、後継者養成を明確に打ち出したものであり、明治40年以後の楽生に相当する。雅楽生に対しては、次に述べる楽道保存賜金の給付とも連動し、教育課程を定め、定期試験を実施して、組織的な養成が図られた（ただし、カリキュラム表・教科細目・試験法などの決定は明治20年8月）。

これに対して明治21年の改正は、徐々に問題化してきた西洋音楽兼修の有無による負担と待遇の不均衡を、官名と職掌を雅楽（帝国楽及唐楽及高麗楽）と西洋音楽（歐洲吹奏楽及歐洲管絃楽）に分離することで是正しようとしたものだった。この結果、西洋音楽兼修をめぐる楽師間の不均衡は解消されたが、職掌の分離は、西洋音楽のみを担当する旧楽家出身者以外の楽師の任用を可能にした⁴⁾。現実には、明治20年からエッケルトの通訳を務めていた海軍一等軍楽手の谷山国隆（1857-?）は、明治22年6月27日に海軍軍楽隊を満期除隊した後、29日付で芝葛鎮と同格の楽師長に任じられ（芝は楽師長兼伶人）、芝と交代で吹奏楽の指揮を務めるようになる。このほか正式任官ではないが、20年代には楽隊の欠員を外部から雇用したり、

臨時に海軍軍楽隊から借用したりする場合があった⁵⁾。

雅楽にまったく関知しない新しい楽師の任用は、もともと雅楽を主務とする宮廷楽団の新たな火種となり、雅楽と西洋音楽のバランスをいかに舵取りするかが楽部の大きな課題となっていく。

(2) 楽道保存賜金と雅楽生制度

明治17年(1884)10月3日の官制改革の直後、10月24日に式部職に出頭した林広守・東儀季熙・芝葛鎮に、楽部に奉仕する旧楽家出身者に楽道保存賜金を下賜するとの通達三通が渡された⁶⁾。旧楽家の保護を目的とするこの賜金は、明治16年5月に右大臣岩倉具視が京都御所復興のため京都に赴いた際、式部助・橋本実梁(1834-1888)らが近時の雅楽衰微を遺憾として、楽道保存と楽家保護を岩倉に上申したことが発端となった。それを承けた式部頭・鍋島直大(1846-1921)が、同年10月宮内卿・伊藤博文に、楽師を試験により登用するとともに、各楽家に旧領米および師匠料・稽古料に準じて一定金額を給与し生活を保障するよう上請した結果、ここに内帑金からの年額五千円の下賜が実現したのである⁷⁾。このように、楽道保存賜金は、16年(1883)7月に没した岩倉具視が1880年代に推進した皇室儀礼における「旧慣」保存策の一環でもあり⁸⁾、その実現には、かつて式部権助や雅楽課長を務めて楽師の日常を熟知している橋本実梁と、英照皇太后主催の管絃に参仕し後に華族の雅楽団体・糸竹会にも参加するなど、雅楽にも造詣の深い鍋島直大の尽力があった。10月29日には楽師42名に、旧楽家各家に年金85円を支給すること、楽道一途に精励し、古楽保存と新譜撰製等に深く注意するよう心得るべきことを記した達書が渡された⁹⁾。

明治17年当初の楽道保存賜金受給者は42家であったが、雅楽長・岩倉具綱の命により、楽部を離れて関西に居住していた旧楽家にも賜金が与えられることを知らせ、楽部への奉職希望者を募ったところ、新たに11名が上京した。明治21年5月に、楽道保存賜金の受給者は最終的にこれらを含む54家に決まり、「雅楽道保存賜金給与条例」が定められた¹⁰⁾。賜金の支給額はその後、大正6年(1917)12月27日に年額120円に、さらに昭和7年12月24日には年額360円に改正され、それぞれ翌年から施行された¹¹⁾。なお、賜金は戦後も存続し、昭和27年(1952)には旧楽家出身者以外の楽師への賜金給付を盛り込んだ雅楽道保存賜金内規改正要綱案が検討され¹²⁾、昭和40年頃まで支給がつづいたという¹³⁾。家業の継承は養子による場合もあった。明治期までの楽部では、養子縁組も江戸時代と同様に旧楽家出身者がほとんどを占めていたが、雅楽練習所での7年制の楽生制度が始まる大正期以降は、旧楽家以外からの養子が増加する。

このように、楽道保存賜金は、旧楽家を中心とする楽部の体制を大正・昭和期まで維持する上で大きな役割を果たした。家ごとに定額が支給される点では、楽道保存賜金は、かつての家領米の制に似ており、江戸時代の三方楽所の故事に通じた橋本や岩倉らが立案に関与し

た影響といえよう。一方、今日から見ると、最も早く実施された無形文化財の保護・継承政策ともいえ、皇室との紐帯を支えに長期にわたり旧楽家に後継者養成へのつよいインセンティブを与えた点で、きわめて効果の高い政策であったと評価することができる。

(3) 楽師の処遇

しかし、楽道保存賜金がすでに給付されていた明治30年に、なぜ楽師の待遇改善が上申され、辞職騒動が起こったのだろうか。その背景となった状況にもう少し踏み込むために、明治初年以來の楽師の処遇の変化に注目してみたい。明治期には、官制改革がたびたび行われ、部局の改廃にとどまらず、官位相当や俸給が変更された。明治30年以前の主要な官制改革でおかれた官職の官位相当と月俸（比較の便のため、年俸規定のものも月俸に換算した）を、以下に示した。

表2 明治前期の官制改革時における各官職の官位相当と月俸

（『法規分類大全』『職員録』『豊原喜秋記』より作成）

| | |
|--------|---|
| 明治4年8月 | 大伶人（十一等、30兩）・中伶人（十二等、25兩）・少伶人（十三等、20兩）、 伶員（等外、4兩） |
| 11年8月 | 一等伶人（十二等、25円）～六等伶人（十七等、11円）、一等伶員（等外一 等、9円）～四等伶員（等外四等、3円） |
| 17年10月 | 雅楽師長（奏任・八等、35円）、雅楽師副長（奏任・九等、30円）、雅楽師 （十一～十三等、25円～15円）、雅楽手（十五～十七等、12円～7円）、雅 楽生（等外一等～四等、6円～3円） |
| 21年5月 | 雅楽部副長（奏任、五等・35円、六等・30円）、伶人長（20円～15円）・ 伶人（12円～8円）・伶員（6円～4円）、楽師長（30円～22円）・楽師（20 円～15円）・楽手（12円～8円）・楽生（7円・6円） |

ここから明らかなように、官制改革のたびに、楽師の官位相当と月俸は切り下げの傾向にあり、たとえば明治21年の改正では、最高位の雅楽部副長のみが奏任官で年俸420円ないし360円（月俸で35円ないし30円）、それ以外はすべて准判任官とされた。楽部は、異動も昇進もきわめて限られた職場であり、20年余りたっても官位も月俸もほとんど上がらない状況は、この間に楽師の多くが扶養家族を抱える世代になったことを考えると、たとえ楽道保存賜金を加えても生活を支えるに十分とはいいがたい。後継者養成のためにおかれた伶員や楽生の若手たちも、課程を卒業しても定員に欠員が出なければ伶人や楽手に任官できず、加えて官公立学校の教師や生徒などと違って平時における徴兵猶予に該当しないため¹⁴⁾、修行途上で徴兵される場合もあった。

そして、明治29年から30年にかけて、若手の伶人兼楽手から辞職者があいつぐ。明治29年9月21日付で、辻高衡(1869-?)が「家族が多く、今の月俸では到底生活できないので、かねて修得のドイツ語で相当の給料を得ることにしたい」として楽部を辞職し、東京外国語学校のドイツ語教師に転じた¹⁵⁾。つづいて、山井景建(1870-1905)が明治30年6月5日付で辞職し、新潟高等女学校教師に赴任した。後に文芸協会で新劇俳優として活躍する東儀季治(鉄笛、1869-1925)も、同年11月10日付で辞職した¹⁶⁾。若手のほか、雅楽師兼楽師であった奥好義(1857-1933)も、明治36年11月27日付で辞職し、43年11月まで東京を離れ、山形県立酒田高等女学校で嘱託教授をつとめた(明治44年1月7日楽師に復職)。『職員録』によれば、山形県で教職についた奥好義の月俸は明治36年に35円、明治42年には45円である。楽師の辞職の背景には、明らかに楽師の生活問題が絡んでいた¹⁷⁾。

2. 明治10年～20年代の楽部における音楽活動

つぎに、明治10～20年代の楽部の音楽活動の実態を見ていきたい。この時期になると、楽部内部での奏楽のみならず、外部での活動やそれらとの関係が次第に重要になっていったことがわかる。すなわち、時代思潮の揺れに伴って、楽部に対する社会的要請が変化し、それが楽師の音楽活動にも影響するという状況が生まれつつあったのである。

(1) 吹奏楽から管弦楽へ

楽師たちが海軍軍楽隊と雇教師フェントンに西洋音楽(吹奏楽)の指導を受けはじめて5年後の明治12年(1879)に、文部省に音楽取調掛が設置され、芝葛鎮ら若手楽師が伊沢修二に請われて音楽取調掛の業務に協力する。同じ年、これとは別に、彼らは独自に西洋の弦楽器とピアノの伝習を開始した¹⁸⁾。雅楽でも明治維新後の制度改革により旧堂上楽家にかわって弦楽器(琵琶・箏・和琴)も専門にするようになった楽師たちが、海軍軍楽隊教師F.エッケルトと、ヴァイオリンを使った唱歌教育に定評のあった音楽取調掛雇教師L.W.メーソンを師と頼み、西洋音楽の弦楽器に国内で最初にとりくんだのである。明治14年7月には、宮中で小編成の管弦楽アンサンブルを披露するに至り、吹奏楽から始まった日本の西洋音楽は、管弦楽への第一歩をふみだした¹⁹⁾。しかもそれは、楽師が有志団体である洋楽協会(15年2月音楽協会と改称)を組織し、弦楽器の購入のため会費を積み立て、勤務時間の合間を縫って練習するという自主活動として進められた。

明治20年4月に至って、式部職は楽師が自発的にはじめた管弦楽を正式に楽部の奏楽業務にとりこむことを決め、弦楽器の習得に携わっていた11名を管弦楽楽員とし(他の26名は吹奏楽楽員)、楽器もすべて買い上げたため、音楽協会は目的を達成したとして6月に解散した。式部職は、以後はすでに修得した楽師同士の「通伝」により管弦楽楽員の人数をふやす計画であったが²⁰⁾、この時期の弦楽器奏者数はオーケストラを組織するには十分でなく、宮中行事での恒例の西洋音楽演奏(天長節宴会、宮中御陪食)はひきつづき吹奏楽で行われた。また、

楽部では、西洋音楽教師は明治10年のフェントン解雇いらい不在だったが、明治20年から32年まで海軍省雇教師エッケルトを正式に宮内省雇教師として雇用した²¹⁾。エッケルトの雇い入れに際し、通訳を務めた海軍一等楽手の谷山国隆が、退役後に楽師長に任官したことはすでに見た通りである。

宮内省の楽師は、東京音楽学校で弦楽器を教えたほか、明治41年には陸軍軍楽隊からも弦楽器講師を依頼された。吹奏楽はともかく、西洋の管弦楽はわれわれが道をひらいた、という楽師たちの自負は、明治30年の紛擾にも微妙な影を投げかけたように思われる。

(2) 外部からの奏楽・教授依頼

明治16年(1883)に鹿鳴館が竣工し、井上馨外相の欧化政策の下で舞踏会が頻々と開催されるようになると、陸海軍楽隊とともに宮内省の楽隊も鹿鳴館での舞踏会の伴奏(吹奏楽)をしばしば要請された。舞踏会に出席するには、当然ながらワルツ・カドリール・ランサー・ポロネーズなどの西洋舞踏の稽古を必要とし、そのため諸所に誕生した舞踏稽古会から、定例の稽古日への4名程度の弦楽器奏者派遣が楽部に依頼された。上真行・林広季・辻則承・多久随・奥好寿・芝祐夏・安倍季功ら弦楽器を弾くことのできる管弦楽員は、鹿鳴館時代には舞踏稽古会の伴奏に引張りだこで、この時代の西洋音楽奏者の希少価値がわかる。たとえば明治20年には依頼奏楽50件中、祭事等での雅楽29件に対して西洋音楽は21件で、そのうち舞踏稽古会が13件を数えた²²⁾。鹿鳴館での舞踏会への楽部(吹奏楽)の出張も、明治22年と23年には各8回に上った²³⁾。その後、舞踏稽古会からの依頼はかなり減るが、大臣・華族邸や在日公使館などで開催される夜会等への楽隊(吹奏楽または管絃楽)の出張依頼は多く、27年には依頼奏楽21件中、雅楽12件、西洋音楽(楽隊借用)9件だった²⁴⁾。主務としての西洋音楽の奏楽機会が、天長節宴会・御陪食のほか観桜会・観菊会に限られていた中で、外部からの奏楽依頼の増加は楽部の活動バランスを変えずにおかなかった。

もう一つ、明治10年代後半から顕著になった活動に、諸学校からの教授依頼がある。すでに行われていた保育唱歌の教授とは別に、音楽取調掛の卒業生がまだ出ていないこの時期、貴重な人材である楽師には、音楽取調掛(上真行・奥好義・辻則承・多久随ほか)のほか、学習院(辻則承)、女子学習院(奥好義)、東京高等師範学校(奥好義)、跡見女学校(豊喜秋)などから唱歌教授等の嘱託が相つぎ、楽師は許可をえて週1~3日勤務時間を割いて教授に赴いた。明治15年には、他官庁や私立音楽会社への雇入れ(ただし雇入れ期間中は非職とする)も許可されている²⁵⁾。主務以外の奏楽や教授の依頼は、回数では華族の祭事や葬祭での雅楽の方がまだはるかに多かったが、西洋音楽の依頼は特定の楽師に集中する傾向がたつと、のちの若手楽師の転職問題の要因にもなった。こうした外部での活動の増加は、楽部内部での奏楽業務にも少しずつ影響を及ぼし、楽師たちの主務に対する意識や、雅楽と西洋音楽とのバランス感覚を変調させたように思われる²⁶⁾。

楽部では、すでに明治12年から年2回の公開演奏会を実施し、10年代初めには博物館での定例の舞楽公演なども行っていたが、20年代以降はそれ以外の外部での演奏活動もふえていく。明治20年には、音楽取調掛・陸海軍楽隊・楽部という、西洋音楽を専門とする諸団体関係者がこぞって、日本音楽会という音楽団体を組織する。日本音楽会は、定期演奏会の開催を通して西洋音楽の普及と向上をめざす団体で、楽部からも西洋音楽に積極的に関与していた芝葛鎮以下の13名が入会を届け出た²⁷⁾。

雅楽と異なり、西洋音楽の場合は国家的な式典や観桜会・観菊会などで、陸海軍楽隊と競演する機会も多く、つねに互いの技量を意識せざるを得ない関係にあった。たとえば明治22年2月11日の大日本帝国憲法発布式では、午前10時からの式典は楽部の楽隊(28名)、午後7時からの宴会では陸軍の近衛軍楽隊(45名)と海軍楽隊(30名)が演奏を担当し、宴会後には正殿において舞楽天覧(演目は久米舞と舞楽《太平楽》《打球楽》《春庭花》《胡蝶》)が行われている²⁸⁾。こうした場を通して楽部は、雅楽と西洋音楽を兼修する宮廷楽団、という自らのアイデンティティを確かなものにしていったのだと思われる。

(3) 陸海軍の儀礼歌撰譜

明治10～16年に、雅楽に由来する律旋・呂旋という音階にもとづいて作曲された保育唱歌(新楽唱歌)は、一時盛んに教習が依頼されたが、音楽取調掛の推進する西洋音楽をベースにした唱歌の普及にともなって、明治20年にはほぼ歌われなくなった。その結果、近代の雅楽家が作った歌として後々まで一般によく知られているのは、現行の《君が代》と、奥好義・上真行・芝葛鎮らが作った唱歌や軍歌にすぎない。しかも壱越調律旋という雅楽音階にもとづく《君が代》と、西洋音階で作られた唱歌や軍歌は、ほとんど関連のないものと考えられてきた。しかし、ここでは、保育唱歌にはじまった雅楽家による小編歌曲の創作の流れが、明治10～20年代に楽部で作られた陸海軍の儀礼歌を介して後の祝日大祭日唱歌や軍歌につながっており、明治前期において、楽部が儀礼にかかわる近代の歌づくりの重要な拠点として機能していたことを指摘しておきたい。

楽部では、明治13年に海軍省からの依頼により天皇礼式曲《君が代》(現行)と将官礼式曲《海ゆかば》(東儀季芳作曲)が作られ、明治15年には同じく海軍省の依頼で《大君》(用途と作曲者は不明)という儀礼歌が作られていた。これにつづいて、明治24年(1884)9月に、今度は陸軍省から、儀礼歌への撰譜(作曲)が楽部に依頼され、楽部では翌明治25年10月に5曲を撰譜し、その楽譜(五線譜)を送付した(楽譜1)²⁹⁾。陸軍省には当時、《君が代》以外は喇叭吹奏歌³⁰⁾しかないので、軍楽隊の吹奏に適した儀礼歌(「楽隊ノ吹奏ニ合スル音調」と表現している)の作曲を依頼してきたのである。これらの儀礼歌は、歌詞はあるが声に出して歌われるよりも、歌詞にふさわしく作曲された旋律に和声を付して編曲され、軍のさまざまな儀礼の場で軍楽隊によって吹奏されるものだった。

陸軍の儀礼歌の創作時期と経緯については、これまで堀内敬三による瀬戸口藤吉の聞き書きにもとづいて、《国の鎮め》(拝神)《命を^{すて}捨て》(葬礼)は明治14、15年頃、《足曳》(軍旗)は時期不明だが、いずれも陸軍軍楽隊長・古矢弘政が作曲したとされ³¹⁾、その作曲が楽部に依頼されたことはこれまで全く知られていなかった。戦前の軍の儀礼において、雅楽音階の痕跡を残すこれらの儀礼歌が繰り返し吹奏され、きわめて多くの人々に聞かれたことを思えば、学校唱歌や儀式唱歌に匹敵する大きな影響を考えない訳にはいかない。

この陸軍省の依頼で作られた儀礼歌は、近代の歌の流れを考える上で、二つの点で重要である。第一に、明治10～20年代に作られた軍の儀礼歌と、明治26年に公布された祝日大祭日のための儀式唱歌の多くが、ごく近接した時期に、ともに宮内省の楽師によって作曲されたことが明らかになったことである³²⁾。これらは、ともに学校唱歌とは異なる性格をもつ儀式用の歌であり、雅楽音階からなる《君が代》《海ゆかば》《大君》《国の鎮め》《足曳》と《元始祭》《神嘗祭》《新嘗祭》、西洋音階ではあるが雅楽音階風の節回しを残した《皇御国》《命を捨て》と《一月一日》《天長節》とは、なだらかに接続する。雅楽を源とする保育唱歌の流れは、楽師たちを介して、音楽取調掛の作った学校唱歌とは別系統の儀礼歌というもう一つの到達点につながっていたことになる。

現行の《君が代》が、雅楽音階に拠りながらもフェントン作曲の《君が代》に似せて作られたことを、H.ゴチェフスキが指摘している³³⁾。明治10年代の保育唱歌が、雅楽音階を用いて、西洋唱歌のリズム形式を模して作られたものだとすると、明治20年代の儀礼歌は、雅楽家が雅楽音階をベースに徐々に馴染んできた西洋音階を折衷して作ったものといえるのではないか。なかでも、林広季の《命を捨て》、上真行の《一月一日》、奥好義の《天長節》の旋律線のもつ滑らかさは冠絶しており、彼らの西洋音楽の活動が楽部の中でも傑出していたことを想起させる。

第二に、軍の儀礼歌が広い意味では軍歌の一種であることもまた事実であって、明治25年に作られた曲のうち、儀礼歌としては短命におわった芝葛鎮作曲の《皇御国》は、西洋音階で付点リズムを多用するという、日清戦争以後に大量に作られる軍歌のスタイルで書かれている。実際に、芝葛鎮・上真行・奥好義らはやがて多くの軍歌の作曲者となった。儀礼歌としての軍歌と、一般に歌われる軍歌との共存とその分岐点をもここに見出すことができる。

(4) 雅楽の音楽活動

雅楽に関しては、この時期の楽部には目立った大きな動きはない。明治初年の制度改革がきわめて迅速かつ徹底的に行われ、明治3年の撰定曲にもとづくいわゆる『明治撰定譜』も明治9年に完成し、追加曲の撰定も明治21年に終わった³⁴⁾。それとともに、明治10年以前にはかなり変動していた宮中の祭典・宴会で演奏される雅楽の音楽種目も、明治10年代初めにはほぼ固定した³⁵⁾。明治10年代後半には、撰定外の唐楽曲の演奏制限の緩和とその追加撰定、改

定された神楽式を旧儀に復すなどの、維新直後の改革の行き過ぎを是正する動きが見られた。しかし、昭和期以後に盛んに行われる雅楽の新曲創作や廃絶曲の復曲は、明治45年（1912）明治天皇の大喪に際しての誄歌の作曲、日韓併合を記念して明治44年（1911）に行われた高麗楽《蘇志麻利》の復曲が最初だった。明治期の楽部では、しばしば古楽保存と新楽製作とが並べて謳われたが、この時期に楽師が実際に新作したのは、保育唱歌や、前節でみた儀礼歌・儀式唱歌、唱歌・軍歌といった、西洋音楽の影響をうけた近代の新しい歌だったのである。

明治10～20年代、楽部以外の場で、雅楽はどのように行なわれていたのだろうか。明治30年代以降目立ってくる神社や神道関係団体からの雅楽の教授や講習会の依頼は、この時期にはまだそれほど多くない。明治10年に官祭から外された京都の賀茂祭、石清水放生会、南都の春日祭などが再興される過程で、かつて楽人が行き、明治10年10月31日に京都出張雅楽課が廃止されるまでは楽師という職業音楽家が行っていた雅楽の演奏を、だれが肩代わりするかは大きな問題であった。おそらく、地元に戻った旧楽人を中心に、愛好家を交えて立て直しが図られたと思われる³⁶⁾。明治28年頃から、神武天皇祭・孝明天皇祭の陵墓祭等に出張する楽師が依頼を受け、京都の主殿寮の職員に東遊などの伝習を行った³⁷⁾。明治34年以降は、伊勢神宮でも年一回一週間程度の集中教授が例年行われるようになる³⁸⁾。

民間の雅楽団体としては、明治17年結成の大阪の雅亮会、明治20年結成の東京の小野雅楽会が早く、ともに今日までつづく歴史ある雅楽団体として存続している。明治22年6月には、東久世通禧・岩倉具綱ら華族の有志により古楽管絃研究のため糸竹会が作られた。そうした中で、明治26年（1893）に、松代藩士出身で陸軍省出仕の経歴をもつ宮島春松（1848-1904）という人物が、雅楽協会という団体を設立するとともに、雑誌『亜細亜』等に、雅楽にもとづく国楽制定意見を唱えていた³⁹⁾。宮島の雅楽歴は、藩校での雅楽教育に始まるらしいが、明治30年12月5日に東京音楽学校奏楽堂で実施された雅楽協会温習会の曲目をみると⁴⁰⁾、久米舞と催馬楽《伊勢海》以外は、唱歌《瀧都》《隅田川》《花鳥》《小楠公》、武舞《田村將軍》《鴨緑江》《老將軍》《桜樹》《国御稜威》、文舞《四方海》など、唱歌や舞のついた新曲が並び、古典曲だけでなく新作に重きをおく活動をしていたようだ。

しかしながら、つぎに見る明治30年の事件に関する新聞・雑誌記事でも「雅楽の衰微」が語られており、欧化主義の高まった明治10～20年代には、宮中での祭典や宴会での雅楽演奏は爾々と行われていたが、楽部においても、社会的需要があり新たな演奏の場やレパートリーを拡大しつつある西洋音楽に傾かざるを得ない状況が生まれ、こと雅楽については、明治初年から10年代初めのような高揚した空気が失われていたことは事実であろう。

3. 明治30年の紛擾とその帰結

はじめに述べたように、楽師は待遇改善を求めて、明治26年に交渉のため委員4名（多久随・上真行・東儀俊龍・豊喜秋）を決め、それ以来、楽師の幹部である伶人長8名（東儀季熙・東儀頼玄・東儀季芳・林広継・多忠廉・辻高節・山井基万・芝葛鎮）が上司にあたる雅楽部長や式部長に請願や官制改革の意見書上申を繰り返したが、明治27～28年の日清戦争、明治30年1月の英照皇太后崩御などがつづき、回答のないまま時間が過ぎていた。この間、雅楽部長は明治21年から岩倉具綱（1841-1923）がひきつづき務めていたが、雅楽部副長は明治26年に林広守の後任（兼任）となった掌典・石山基正が明治27年12月に病没し、万里小路正秀（1858-1914）に代わった。式部長も、楽道保存賜金の実現に尽力した鍋島直大が退き、明治28年7月に式部次長だった三宮義胤（1843-1905）に交代していた。

明治30年6月に入って、前年の辻高衡につづき、山井景建が辞職した。さらに、西洋音楽奏者を外部から採用するという風聞が伝わり、楽師の間にかつてないほどの危機感がつづいた。ただし、この年の『雅楽録』にはこの事件に関連した文書は全く見あたらず、また式部長側の思惑を窺うことのできる資料も今のところない。したがって、事件の見方に偏向を来すことは避けたいが、そのことに留意しながら、一方の当事者であった楽師の日記と、事件を報じた雑誌や新聞各紙の記事によって、総辞職に至る経緯を見ていくことにする。

(1) 意見書と雅楽寮設置私案の提出

伶人長8名と委員4名は合同評議して26年の意見書を修正し、「雅楽寮」設置私案をまとめて、6月24日に伶人長8名の連名で岩倉雅楽部長に差し出した。意見書と私案提出後の6月30日、芝葛鎮は三宮式部長に会って官制改革への尽力を請願した。楽師側が当初どのような改正を思い描いていたのか、『豊原喜秋記』によって、この「雅楽寮」設置私案の概要を官制・俸給・雅楽生の教育課程、にわけて紹介しておく。

①官制

雅楽官（奏任、五等～八等）10人、雅楽師（判任、二等）23人、雅楽師補（判任、三等・四等）32人、雅楽候補生（判任待遇）15人、をおく。楽生の教授を掌る教授・助教授は雅楽官・雅楽師の兼任。

②俸給

雅楽官年俸（五等上1000円～八等下500円）、雅楽師月俸（一等上45円～二等下30円）、雅楽師補月俸（三等上25円～四等下12円）、雅楽候補生月俸（10円）。

③雅楽生の教育課程

予科3年・本科3年・補修科2年の8年制とし、学科として、歌・管・舞・絃・鼓、修身、欧州器楽、唱歌・和声・楽理・楽史、読書・作文・算術・文学・外国語をおき、各学年の1週あたり時間数は28時間。

私案では、楽師の待遇について、高等官（奏任）である雅楽官を10人おくこと、以下は判任ないし判任待遇とすること、楽生を指導する教授職（兼任）を設けることを求めており、全体としては、俸給の引き上げ以上に、三方楽所時代に比べて著しく下がった官位相当の引き上げを強く要求している。また、職名から明らかなように、雅楽家による西洋音楽の兼修を前提にし、そのことによって西洋音楽専従者の任用を排除しようとするものでもあった。後継者養成についても、雅楽生の教育課程を8年制とし、実技のみならず、和声・音楽理論・音楽史など音楽の基礎教養科目、読書から外国語までの一般教科目を揃え、年限でも科目内容でも、音楽学校以上に充実したカリキュラム構想といえる。このあたりは、上真行はじめ東京音楽学校での長い教職経験をもつ楽師の存在が大きかったと思われる。

(2) 交渉経過

しかし、夏をすぎ9月になっても一向に回答はなく、伶人長を代表して東儀季熙と芝葛鎮が9月14日三宮式部長宅、16日岩倉雅楽部長宅に出向いて請願を行い、部長とはその後もしばしば面談を繰り返した⁴¹⁾。宮内省も、楽師が一丸となつての待遇改善運動に何らかの手を打たざるを得なかったとみえて、爵位局主事・桂潜太郎に調査課次長を兼任させ、調査課で官制改革のための取調を始めた。10月5日にこの情報をもたらしたのは、明治20年に六等伶人から華族局の事務官に転任した辻真茂で、元伶人ゆえに桂調査課次長から種々問合せを受けたという。辻によると、取調では楽師の高等官は2名で、准判任を判任に改めることは外に差し障りがあり甚だ難しい、という状況であった。

楽師側は、官制改革についての調査課での取調は甚だ不十分であるとして、10月10日に東儀季熙・林広継・上真行が岩倉部長に面談した。翌11日には上真行が桂調査課次長宅に面談に行き、楽部の官制改革について縷々述べると、宮内大臣（土方久元）からの内達で、今は省中全体の根本的改正は行わず、やむを得ない部分を追々改正する方針であることを聞き、宮内大臣に申し入れることに一決して、東儀季熙と芝葛鎮が鍋島直大・東久世通禧邸を訪れて土方宮内大臣への申し入れを依頼し、両氏から承諾を得た。楽師の幹部である委員と伶人長12名は、あらゆる機会と手蔓を使い、結束して官制改革実現への請願を重ねるが、次第にそれは“請願”を通り越して“闘争”の様相を呈してくる。式部長側はおそらく、楽師たちがこれほど強い決意で行動するとは予想していなかったのではないか。いずれにせよ、楽師の私案と宮内省が準備した改正案との隔たりは大きく、妥協点はそう簡単に見つかるものではなかった。

11月6日になって、官制改革がごく小規模なものに止まり、楽師の求める古楽保存その他事業拡張の見込みはないとして、委員と伶人長は12名全員の辞職を決めた。7日、8日も評議を重ね、一時は見合せに傾いたが、改正後に辞職を申し出るのでは一層不穏当だとして、最終的に辞職に決した。9日には誓約書を作り最後まで進退を共にすることを盟約、辞職願

明治30年の宮内省式部職雅楽部

の案文も決め、10日には東久世・鍋島両氏に辞意を伝えた後、雅楽稽古所に楽師一同を集めて、12名が明日辞表を提出すること、一同は静粛に勤務すべきこと、を告げた。

11月11日、午前8時に東儀季瀨・芝葛鎮・多久随・上真行の4名が岩倉部長邸に赴き、これまでの尽力を謝して辞職を願う理由を述べ、辞表を差し出した。岩倉は辞表を受け取らず、午後3時に再訪した際にも、希望の廉を書面にして提出すればできるだけ尽力する、と言葉を尽くして慰留した。これを受けて、辞表を持ち帰り、12日に辞職理由書と希望条件の簡条書を取りまとめ、指示により文書形式を整えて13日に岩倉部長に届けた。

最終段階での楽師側の要求がわかるので、『豊原喜秋記』から辞職理由書と希望書を示す。

(辞職理由書)

- 一 雅楽部伶官ハ数百年 帝室ニ従事シ維新後今日ニ至リ尚依然 帝室ニ其職ヲ奏シ加フルニ新来ノ欧州楽ヲ兼ネ殊ニ他ニ類ナキ管絃楽等ヲ修メ其課業ノ繁雜任務ノ重大ナルニモ拘ラス待遇俸給ノ冷薄ナルヲ以テ将来望ヲ属スルノ途ナク止ヲ得ス数百年感載スル帝室ノ御恩義ヲ顧ミス且祖先来数十代継続ノ事業ヲモ放棄シ既ニ続々辞職スルモノアル場合ニ於テ新ニ欧洲楽員ノ他ヨリ採用セラル、アリト聞ク此事タル充分官制改正ノ美ヲ挙ラレ雅楽部ノ組織ヲ拡張セラル、時機ニ於テハ固ヨリ不可ナシト雖トモ現今ノ場合斯ル方針ヲ以テ改正セラル、時ハ到底部内ノ平和ヲ維持シ斯道隆盛ヲ期スル能ハサル事
- 一 仄カニ承レハ改正官制ハ企望ノ半ニモ至ラス或一二ノ改正ニ止ル御模様ナルヲ以テ永遠古楽保続事業拡張ノ伶官ノ専心ニ奉職スルヲ得サルヲ認メ機先ニ於テ辞職ノ意ヲ決スル事

明治三十年十一月十一日／(委員4名、伶人長8名の官職姓名を連記し押印)

(希望書)

- 一 高等官ヲ五名被置事
- 一 教授ノ預ル人躰ハ奏任待遇ニセラレ度事
- 一 高等官ハ楽家出身ノ者ニテ採用セラレ度事
- 一 欧洲楽員ハ従前ノ通部内ノ者ニテ勤務致度事
- 一 官名ヲ雅楽師長雅楽師雅楽師補ト被改度事
- 一 准判任ノ准ヲ被改度事
- 一 生徒募集セラレ度事
- 一 雅楽稽古所ノ名称ヲ被改度事

楽師の直接の上司にあたる岩倉雅楽部長は、楽師側の要求を取り次ぎ、何とか辞職を回避させようと努めたが、後にみる新聞記事に「洋癖家」と書かれた三宮式部長と万里小路雅楽

部副長は、とくに外部からの西洋音楽の楽員採用については別の考えをもっていたようだ。6月に提出した雅楽寮設置私案が、楽師にとっての理想の開陳であったとすると、交渉の過程で譲れない一線として自覚されたのが、古楽保存と「部内平和」に影響する外部からの西洋音楽の楽員採用を阻止することであった。11月25日、芝葛鎮は「企望書ノ第一要件タル^(ママ)歐洲樂員ニ他ヨリ採用ノ件」のその後の方針を岩倉部長に質したが、要領を得ない返答しか得られなかった。両者の板挟みから、27日には岩倉部長自身が「引籠」状態となっており、やがて当人も辞表提出に至る。代わりにやむなく万里小路副長に面会した芝葛鎮は、そこで得た感触を「新入者採用ノ事略決定ニ相成居候模様ナリ」と日記に記した。

11月29日、12名は再び辞表提出を評決し楽師一同に通告、一同も同時に辞表提出を表明したが、それでは「同盟」に当たるので数日後にするよう申し置かれた。12月1日、不同意の安倍季功をのぞく楽師26名が下記の辞表を提出、万里小路副長はこれを受理した。

私儀／多年職ヲ伶官ニ奉シ本省ノ恩遇ヲ蒙リ深く感載罷在候然ル処近年多病ニテ心身相衰へ職務ニ堪へ兼候間乍恐本官并兼官御免被成下度此段奉謹願候也

明治三十年十一月三十日／宮内大臣土方久元殿／（官職・姓名・印）

(3) 收拾へ

12月3日に、委員4名と伶人長8名は三宮式部長から呼び出されて式部職で説諭を受け、辞表が裁可されるまでは出勤するよう申し渡され、辞表提出のまま4日から出勤した。6日は後桃園天皇御例祭で、奏楽は安倍季功と課程を卒業した楽生・伶員とで執り行った。

折しも、12月5日の『日本』紙上に「楽師総辞表」と楽師一同の辞表提出が報じられたのを皮切りに、9日の『東京日日新聞』に「^(ママ)似人騒ぎ後聞」、10日の『読売新聞』に「宮内省雅楽部の紛擾（雅楽部長岩倉公爵の辞表呈出）」という記事が掲載され、楽師の辞職とそこに至るまでの諸事情が各紙の報道によって世間の知るところとなった。なかでも、陸羯南が社長兼主筆をつとめ国民主義を掲げる『日本』は、事態收拾後の官制改革を報じた21日まで連日のように関係記事を掲載し⁴²⁾、あたかも「本邦一種の国粹たる雅楽」の保存と擁護の一大キャンペーンの趣を呈した。記事の論調は楽師に同情的で、楽師の処遇とこれまでの経緯、海軍省非職者の楽員登用問題にもふれ、ドイツ婦人を細君に迎える程の洋癖（洋弊）家である三宮式部長⁴³⁾とそれに同調する万里小路副長のために由緒ある雅楽の古例古式が破壊蹂躪されようとしている、という図式で書かれていた。「蓋し右の不平派の最も痛恨しける所は、賢所其他の大典等に関する奏楽の如きも長官よりは常に簡略々と指命せられて古例を無視せらるゝこと甚だしく伶家を待たるゝこと聾啞に対するが如しといふに在り」という記事⁴⁴⁾からは、実際に祭典において奏楽の簡略化が命じられたことを思わせる。

しかし、この辺りの真相は、この時期の皇室祭祀に関する式部長あるいは宮内省側の意向

が明らかでないため実はよくわからないところがある。三宮義胤は、主殿頭時代の明治21年5月に宮内省に設けられた臨時皇室制度取調掛の委員を務め、明治32年8月からは伊藤博文が主導する皇室制度調査局の一員として、皇室にかかわる諸制度の調査とその法制化にあたった⁴⁵⁾。

近代化の過程において、日本の宮廷文化も固有文化と西洋文化の比重の操作の上に危うい均衡を成り立たせてきた。皇室制度や宮中儀礼のありかたはその具体的な表現であり、それを音楽に投影したものが楽部における雅楽と西洋音楽とのバランスに他ならない。明治政府の宿願であった不平等条約の改正を目前にしたこの時期、ヨーロッパを中心とする国際社会との関係を重視すれば、宮中においても固有文化の護持より西洋文化との互換性を尊重するという選択はありうる。明治初年に神祇官が創出した祭典形式がこの時期には過重なものと感じられていたとすれば、祭典での雅楽演奏簡略化の指示も、一概に新聞報道のいう三宮式部長の個人的趣味に発する問題とは片づけられない。

というのも、祭典での神饌奏楽は、明治41年(1908)9月18日の皇室祭祀令制定後、明治末年から大正初年にかけての時期に、実際はかなり整理され簡素化されていくからである。すなわち、明治44年12月には各祭典の神饌奏楽曲目(唐楽)が初めてすべて規定され、大正5年には明治初年から一日朝昼夕3回行われていた孝明天皇例祭・紀元節祭典・春季皇霊祭・神武天皇例祭・(明治天皇例祭)・秋季皇霊祭の神饌奏楽が、紀元節祭典と神武天皇例祭・明治天皇例祭で昼夕の一日2回に、それ以外は一日1回に減らされた⁴⁶⁾。また、明治43年12月13日には、新年宴会での舞楽曲目も毎年《万歳楽》《延喜楽》一番と決まり⁴⁷⁾、全体として宮中行事での雅楽演奏の簡素化と曲目の固定化がすすむ。皇室祭祀における雅楽演奏は、決して式部長の一存で変更できるような事柄ではなく、しかも西洋音楽と違って、雅楽に関しては旧楽家出身者以外からの楽師任用は事実上不可能であった。

12月8日になって、楽師は東儀季瀨亭に集まって評議し、楽員を他より採用する件が停止になったことを確認したため辞職は見合わせ、「教師エッケルトヲ退ケル策ハ第二段ニ可致事」に決し、翌9日から出勤した。かつて楽師の要望で雇い入れが実現したエッケルトとも、外部からの西洋音楽楽員の採用をめぐる関係が悪化し、排斥を画策するまでに至っていたらしい。10日には徳大寺実徳から、11日には鍋島直大・東久世通禧からも辞表取り下げの説諭を受け(芝葛鎮はこれらの説諭をその筋からの圧力と受け止めている)、14日も式部職で三宮式部長と面会し、説諭をうけて辞表の取り下げを決めた。辞表提出に至るまでの緊迫した動きからすれば、あっけないほどの幕切れであった。

12月20日、官制改革が達され、芝葛鎮は「免楽師」の辞令を受け、「雅楽師」となった。同様に、他の楽師も雅楽に関する官職のみとなった。この時、西洋音楽の官職に任じられたのは、楽師・谷山国隆と楽手・大村恕三郎のみであった(大村は31年2月19日付で雅楽手兼楽手)。12月22日には、芝葛鎮・東儀季瀨・東儀頼玄・山井基万・東儀季芳・林広継・多忠廉・

林広季・東儀俊慰・多久随・芝祐夏・辻高節の12名に「雅楽教授ヲ命ス」の辞令が出された。そして、翌明治31年3月4日付で、西洋音楽を兼修する楽師全員に、楽師・楽手など西洋音楽の兼任の辞令が改めて出され、「今回雅楽師雅楽手ニシテ更ニ楽師楽手ヲ兼任シ又ハ雅楽生ヨリ転シテ単ニ楽生ヲ命セラレシ向モ有之ト雖モ原来両楽務ハ雅楽ヲ主トセラル、コト勿論之義ニ付楽員一同其主意ヲ体認シ誤ラサル様注意可致此段及論達候也」という3月10日付の岩倉雅楽部長からの達を受け取っている。これによって、11月から出勤を控えていたエッケルトもようやく勤務に戻り、契約満期を迎えた翌明治32年3月を以て解傭、4月にドイツに帰国する。谷山国隆は明治31年4月1日付で辞任し、以後の楽部において、雅楽と西洋音楽を兼任しない楽師が任用されることはなかった。

西洋音楽の兼修者に対しては、翌明治31年から月俸1ヶ月分の兼修手当が年2回に分けて支給され、同様に楽生の教授に携わる楽師にも手当が支給されるようになった。事件から10年後の明治40年と42年の官制改革は、職掌の分離を完全にやめて、官名を管理職の楽長（雅楽と西洋音楽の2名）と楽師・楽生に一本化し、楽部の定員は戦前で最大規模の楽師55名、楽生30名に膨らんだ。また、雅楽寮設置私案で提示された8年制の後継者養成カリキュラムは、大正3年からの7年制の雅楽練習所制度の中に結実することになる。

式部職でも、明治30年12月23日に万里小路雅楽部副長が主猟官兼式部官に転任し、後任には掌典・宮地巖夫が雅楽部副長心得として着任した。官制改革そのものは確かに小規模に終わったが、外部からの楽員採用は阻止され、その後の経過をふくめて考えると、約半年にわたった紛擾を制したのは間違いなく楽師の側であった。そして、旧楽家出身者中心の楽部の体制と西洋音楽兼修は、ここに再び揺るがぬものとして選り取られたのである。

むすびに

前稿でみたように⁴⁸⁾、明治10年代にさしかかる頃、楽部は日本音楽種目のなかで最も早く近代化をはたし、充実期を迎えていた。本来の専門である雅楽でも、兼修を課された西洋音楽でも、時代の要請する新たな業務は数多く、長く住み慣れた京都・奈良・天王寺での暮らしをなつかしむ余裕もないほど、東京ではじまった明治政府の官員としての生活は変化にとんだ魅力的なものだったろう。この当時の、雅楽伝承のイニシアティブを獲得し、江戸時代にはあり得なかった多彩な音楽的課題につぎつぎと立ち向かう日々は、若手伶人でなくとも武者ぶるいするほどの緊張感と達成感にあふれていたものと思われる。

だが、いかなる達成・改革も、組織・制度も、時間の経過とともに変質を免れ得ない。当時の時代思潮も、明治初年の文明開化から、明治10年代後半の鹿鳴館に象徴される極端な欧化主義に立ち至り、さらに明治20年代には欧化主義に対する反発から国粹主義が台頭するというように、明治期を通して両極に揺れ動いた。楽部の主務である宮中行事での奏楽業務は、雅楽・西洋音楽ともに明治10年代初めにはほぼ固まり、大きく揺らぐことはなかったが、外

部からの奏楽や教習の依頼は、たとえば鹿鳴館時代には舞踏会や稽古会への西洋音楽（とりわけ管弦楽）の依頼に繁忙をきわめるなど、時代と社会の変化に伴い刻々と移り変わっていった。近代の雅楽家たちは、雅楽と西洋音楽という二つの音楽の間で、また楽部の内と外で、その活動バランスの舵取りをつねに迫られたのである。

明治30年に、官制改革を求めて立ち上がった楽師は、余人を以ては代えがたい職種であることを武器に、式部職上層部に対して粘り強い“闘争”を展開し、西洋音楽の切り離しと別楽団の設置という選択肢を排除した。維新後に東上してから20余年、数々の新しい課題に取り組み楽部を支えてきた若手楽師たちが、中堅となった明治30年に進退をかけて交渉に臨み、自ら勝ち取った成果は、その後の楽部の方向を決定づけたのである。近代以降の楽部の「伝統」というものがあるとするれば、それは政策や制度によって一方的に守られてきたものではなく、楽師たちの意思と行動によって選びとられたものであった。

明治36年（1903）2月、英国グラモフォンが派遣した録音技師ガイスバークによって、日本の雅楽の最初の吹き込みが行われた⁴⁹⁾。近代雅楽の響きを初めて音盤に残した楽師の名は今日、東儀季熈以下11名としか伝わっていないが、彼らはほんの5年余り前に起きた楽部の非常事態を戦い抜いた人々であった。明治期の楽師たちの足跡は、東アジア各国において近代にその多くが姿を消してしまったために、ともすればステレオタイプにとらえられがちな宮廷音楽家という存在の実像を、今日の我々にリアルに伝えてくれるのである。

注

- 1) 明治40年（1907）の官制改革により宮内省式部職楽部と改称。明治期における官制と官名の変遷については後述するが、以下の叙述では、繁を避けてとくに必要な場合を除き、機関名は楽部、所属する音楽家を集合的に楽師、と呼称する。
- 2) 芝葛鎮（1849-1918）の日記（天理大学附属図書館蔵『芝家日記集』所収、以下『芝葛鎮日記』と仮称する）、豊喜秋（1848-1920）の『豊原喜秋記』（豊氏本家蔵。上野学園日本音楽資料室にマイクロフィルム蔵。筆者はその紙焼を閲覧）など。
- 3) 楽師によるものとして、多忠龍『雅楽』六興出版、1942年〔復刻版〕私家版、1974年、芝祐泰『雅楽通解 楽史篇』国立音楽大学出版部、1967年、東儀和太郎『雅楽』淡交社、1968年、がある。筆者は、『近代雅楽制度の研究—戦前期の宮内省式部職楽部を中心に—』（科研報告書、2001年）において、戦前までの楽部の略史記述を試みた。中村理平は『洋楽導入者の軌跡』（刀水書房、1993年、97・112頁）において、本稿の主題である明治30年の総辞職にふれている。
- 4) 『芝葛鎮日記』明治21年5月19日条によると、この時定められた「伶人長伶人伶員定員及伶員採用内規」と「楽師長楽師楽手楽生定員及採用内規」では、伶員と楽生の志願者を「伶員ヲ志願スルヲ得ル者ハ楽家又ハ人民中行状方正且徴兵ニ応答セザル年齢八歳以上ニシテ体質健全ノ者ト

ス」[樂生ヲ志願スルヲ得ル者ハ華士族平民中行狀方正且徴兵ニ応答セザル左ノ諸項ニ適合スル者トス／第一 年齢満十五歳以上満二十歳マテノ者／第二 身幹五尺以上ノ者 但十六歳未満ノ者ハ四尺八寸以上トス／第三 身体強壯齒列齊密ナル者]と規定している。両者ともに旧楽家出身者以外でも志願可能ではあったが、伶員が楽家出身の幼年者を想定した規定であるのに対して、樂生には「樂家」の文言がなく、より開かれた規定になっている。

- 5) 雇い入れの日時は不明だが、明治24年12月29日死亡した田原友保を式部職雇(欧州樂員、樂師心得)としていた(『芝葛鎮日記』明治24年12月30日、『豊原喜秋記』明治24年12月29日)。田原友保は旧姓・森で、明治4年の海軍軍樂隊入隊者(示教・谷村政次郎氏)。また、明治20年の天長節宴会等ではコロネット奏者(林蔵太郎)を、21年の雅樂稽古所大演習では小太鼓奏者を借用した(宮内庁書陵部蔵『雅樂録』明治20年11・12号、同明治21年17号)。
- 6) 『芝葛鎮日記』明治17年10月24日。このうち、宮内卿・伊藤博文から式部職に宛てた10月23日付の文書は以下のような内容である。「旧樂人ノ儀ハ祖先以來世々樂道ヲ以テ家業トス故ニ須ク其道ヲ專修シ永ク發揚スル所アラシムヘキハ勿論ノ処樂ハ固ヨリ技芸ノ事ナレハ天性之ニ長スル者ニ非サレハ子孫タリトモ必ス其父祖ノ業ヲ襲ク事ヲ得ヘキニ非ス若シ他家ノミニ委スレハ樂道自ラ退歩ノ恐ナキニアラス就テハ家格ニ拘ラス技倆アル者ヲシテ其道ヲ保存セシメサルヲ得ス故ニ旧樂人共ニ於テハ別テ精勵子孫ヲ養成シ其家声ヲ損サ、ラシムヘキコト最モ急務トス因テ今般樂道保護ノ為メ毎年内帑ヨリ金田下賜候条厚キ 御趣意ヲ奉躰シ古樂熟達ノ功ヲ奏スヘキ様旧樂人共へ諭達スヘシ此旨及内達候事」。
- 7) 『明治天皇紀』第六、明治17年10月23日条。
- 8) 高木博志『近代天皇制の文化史的研究—天皇就任儀礼・年中行事・文化財』(校倉書房、1997年)の第二章「一八八〇年代の天皇就任儀礼と「旧慣」保存」。
- 9) 『芝葛鎮日記』『豊原喜秋記』明治17年10月29日。ただし、この時点では三方樂所時代の秩序に従い、旧樂人の新家である多久康・齒広虎と、元紅葉山樂人である東儀季長・山井景安は年額60円とされたが、翌明治18年1月に他と同額の85円に改められた。
- 10) 『芝葛鎮日記』明治21年5月19日。
- 11) 多忠龍『雅樂』前掲、168-170頁によれば、昭和7年の改正は当時の式部次長・武井守成と樂部長・相馬孟胤の尽力という。
- 12) 『雅樂録』追加之部5、93号。
- 13) 東儀兼彦「宮中音樂の歴史と樂部について」『日韓宮中音樂交流演奏会プログラム』2002年。
- 14) 大江志乃夫『徴兵制』岩波書店、1981年、73頁。ただし、明治17年と18年に、徴兵令第21条「余人ヲ以テ代フ可カラサル技術ノ職ヲ奉スル者」に該当するとして雅樂生3名(多忠龍・窪俊光、山井景郷)の徴兵猶予を求めた上申が、陸軍省から許可された例がある(『公文録』明治17・18年式部寮伺)。
- 15) 『芝葛鎮日記』明治29年8月3日。

明治30年の宮内省式部職雅楽部

- 16) 『豊原喜秋記』明治30年11月10日。
- 17) 『早稲田文学』第5号(明治31年2月)に掲載された彙報「雅楽界と生活問題」によれば、「久しく別乾坤を以て目せられし雅楽界が、此の程一種の事情に駆られ、職を宮内省雅楽部に奉ぜる楽師四十余名の総辞職となりて端なく一波瀾を生ずるや、世の之れが原因を言ふもの紛然たり、或は曰はく、こは和洋兩楽の衝突に端を開けるものと、されど事の実相はむしろ音楽者の生活問題と見るべきを至当とす」とその原因が生活問題にあると見ていた。この記事は寺内直子「二〇世紀初頭における新しい「日本音楽」創成の試み—東儀鉄笛の「新国民楽」」『日本文化論年報』第8号、2005.8も指摘している。
- 18) 以下の絃楽器伝習の経緯については、拙著『十九世紀の日本における西洋音楽の受容』(多賀出版、1993年)第3章「式部寮伶人の欧州楽伝習」参照。
- 19) 中村理平「日本最初の管弦楽研究団体「洋楽協会」について」『キリスト教と日本の洋楽』大空社、1996年。
- 20) 『雅楽録』明治20年17号。
- 21) ただし明治20～22年は海軍省との共雇、以後は宮内省単独。これに先立ち、天長節宴会で新曲を演奏するため、明治15年から毎年1ヶ月程度臨時に雇用していた。
- 22) 『雅楽録』明治20年。
- 23) 『雅楽録』明治22年88号、明治23年89号。
- 24) 『雅楽録』明治27年。
- 25) 『公文録』明治15年式部寮伺。
- 26) たとえば、明治17年の御祭典宴会奏楽、御陪食奏楽の交名欄には「臨期不参」の朱書がしばしば見られる。明治20年には、雅楽長・岩倉具綱から楽師以下に、「雅楽師以下心得」として出勤時刻に遅れないことなどが達され(『雅楽録』明治20年17号)、明治23年1月にも前年の勤怠調にもとづき「早出遅参ノ数夥多有之」として雅楽部長から注意するよう論達があった(『雅楽録』明治23年1号)。
- 27) 『雅楽録』明治20年1号。これとは別に、明治23年(1890)3月20日には楽部の同僚のみで楽友会を結成した。『豊原喜秋記』によると、楽友会の趣旨は「古楽新楽等を研究し、楽律解を弁知し、互に之を討論する」ことで、毎月1回会を催し、会費は月20銭とし、役員は投票によって、会長・岩倉具綱、副会長・林広守、幹事・谷山国隆、芝葛鎮、東儀季熙、山井基万、上真行、書記・豊喜秋、東儀季治、と定めた。楽友会は、かつての音楽協会以上に研究色のつよい、楽師の自己研鑽をめざす有志団体であった。
- 28) 『雅楽録』明治22年1号。紀元節のこの日には、他に朝昼夕の祭典での神饌奏楽(各9名)と神楽(24名)も行われた。
- 29) 『雅楽録』明治25年1～4号。この楽譜を浄書したのは、筆跡から芝葛鎮だと思われる。《国の鎮め》《皇御国》は芝葛鎮作曲、《命を捨て》は林広季作曲、《足曳》は山井基万作曲、《海ゆかば》

は東儀季芳作曲。このうち《海ゆかば》は、明治13年に海軍省の依頼で作曲したもので、歌詞の終句のみ、海軍省版は「カヘリミハセジ」、陸軍省版は「ノトニハシナジ」となっていた。明治24年10月には、雅楽部長から楽師に対して、各唱歌につき両3曲ずつ試作させ、そこからエッケルトと和声調和上の都合を協議して海軍省に送付する曲を決めると達が出されていた。

これら5曲は陸軍省の依頼で作曲され送付されたのだが、その後、海軍省でも使用された。大正3年（1914）に海軍省教育局が初めて刊行した『海軍軍歌』の冒頭「頌歌」の部には、《君が代》《大君》《国の鎮め》《水漬く屍》《海ゆかば》《皇御国》《命を捨て》の7曲が収められている。陸軍省の儀礼歌の旋律がわかる資料がないので、楽部から送付された5曲の旋律を『海軍軍歌』のものとは比べると、次のようなことがわかる。

①芝葛鎮作曲の《皇御国》は、『小学唱歌集』第二篇（明治16年刊）に収められた伊沢修二作曲の別曲（旋律は改変なし）に差し替えられた。

②《海ゆかば》は、最後の一節がオクターヴ下に移された以外、旋律の改変はない。

③明治15年に楽部に作曲が依頼された《大君》は雅楽音階（律旋）でできているが、楽部で作曲された時点の楽譜がないため、旋律が改変されたかどうかは不明である。

④《国の鎮め》《命を捨て》は、原曲の旋律がより西洋音階に近い形に改変された。とくに雅楽音階からなる《国の鎮め》は、最終節以外は原曲の面影をとどめないほど改変された。これらの改変は編曲の際に行われた可能性が高いが、誰によるものかは不明。

なお、吉本光蔵が作曲したとする《水漬く屍》は、ドイツ・コラール旋律の改変である。

30) ラップで吹奏される儀礼歌。各曲には定められた歌詞があり、明治18年12月に刊行された『陸海軍喇叭譜』の末尾に「喇叭吹奏歌」として、「敬礼ノ部」に分類される第一号《君が代》・第二号《海ゆかば》・第三号《皇御国》・第四号《国の鎮め》・第五号《命を捨て》の5曲と、「行進ノ部」に含まれる第二百五号《扶桑歌》（分列式）・第二百十八号《あらいきはね》（登坂）・第二百十九号《おほ君の》（飯宮行進）の3曲の歌詞が収められている。陸軍では、この時点でまだ軍楽隊用の《海ゆかば》以下の儀礼歌は作られていなかったことになる。

31) 堀内敬三『音楽五十年史』鱒書房、昭和17年、[復刻版：上下2巻]講談社、1977年、上巻130-132頁。明治22年にルルーが帰国したため、25年当時の陸軍軍楽隊には外国人教師はおらず、陸軍戸山学校軍楽学舎の長であった一等軍楽長の古矢が楽部から回付された各儀礼歌を編曲した可能性は残る。

32) 祝日大祭日唱歌8曲のうち、すでにあった《君が代》をのぞき、《一月一日》は上真行作曲、《元始祭》は芝葛鎮作曲、《神嘗祭》《新嘗祭》は辻高節作曲、《天長節》は奥好義作曲で、楽師以外が作曲したのは小山作之助作曲の《勅語奉答》と伊沢修二作曲の《紀元節》の2曲のみであった。

33) Hermann Gottschewski, *Hoiku shōka and the melody of Japanese national anthem Kimigayo*, 『東洋音楽研究』第68号、2003年。

34) 蒲生美津子「明治撰定譜の成立事情」角倉一郎ほか編『音楽と音楽学—服部幸三先生還暦記念論

明治30年の宮内省式部職雅楽部

- 文集』音楽之友社、1986年。
- 35) 拙稿「幕末維新期の雅楽再編」『明治維新と歴史意識』吉川弘文館、2005年。
 - 36) たとえば、明治23年9月には奈良の氷室社祠掌・大宮守慶より、同社祭儀古式保存のため楽人を取り設けることについて楽部に伺いが出されている。それによると、当時の奈良に居住する旧楽家は兩三家にすぎないという（『雅楽録』明治23年29号）。
 - 37) 『芝葛鎮日記』明治28年2月1日～12日、『雅楽録』明治31年1号など。
 - 38) 『雅楽録』明治34年10号、明治35年8号。
 - 39) 中野日徹「『国粹主義』と伝統文化—政教社・三宅雪嶺の「美術」観を手がかりとして—」熊倉功夫編『遊芸文化と伝統』吉川弘文館、2003年。
 - 40) 『日本』明治30年12月3日。『東京朝日新聞』明治30年12月4日記事では演奏会を4日開催としている。
 - 41) 以下の交渉経過は、特記しない限り『芝葛鎮日記』による。
 - 42) 12月5日、6日、8日、9日、11日、12日、17日、21日。各新聞記事の情報源は不明だが、芝葛鎮は12月9日に東儀季熙亭に林広季・東儀俊慰・芝祐夏・辻則承・奥好寿の5名を呼び、外部からの聞き込みには注意するよう申し入れている。
 - 43) 『日本』明治30年12月8日「宮内省雅楽部の紛擾仔細」および12日「雅楽部紛擾後報」。前掲『読売新聞』同年12月9日記事にも同様の表現がある。三宮式部長の夫人はイギリス婦人アレシーア・レイノアで、早い時期の国際結婚の一組である。二人は明治7年にロンドンで結婚、三宮はその後ドイツ公使館に勤務し、明治13年に夫人を伴ってドイツから帰国したため、当時から新聞でドイツ婦人と誤報されたという（小山騰『国際結婚第一号—明治人たちの雑婚事始』講談社、1995年、149-153頁）。
 - 44) 前掲『日本』明治30年12月8日記事。
 - 45) 高木博志前掲書、第二章103頁。『明治天皇紀』明治21年5月31日および明治32年8月24日条。三宮は没後に皇室制度調査の労を追賞されている（明治40年12月21日条）。
 - 46) 『雅楽録』追加之部3、81号。神饌奏楽は、明治3～6年（1870-73）には神楽歌を用いたが、明治7年からは唐楽に戻された。なお、昭和2年（1927）10月に皇室祭祀令が改正されたのを受けて、昭和3年から大祭はふたたび神楽歌を用いと改定した（同上）。
 - 47) 『雅楽録』追加之部4、82号。雨儀の場合は管絃で、催馬楽《伊勢海》と《五常楽》《慶徳》。
 - 48) 拙稿「明治11年の式部寮雅楽課」『東京芸術大学音楽学部紀要』第29号、2004年3月。
 - 49) 明治35年1月に来日したガイスパークは、築地のメトロポリタン・ホテルに滞在し、約1ヵ月を費やして、当時の日本に存在していたほぼすべての音楽種目を録音した。今日からみて貴重なその録音は、ロンドンで発見された原盤からCDに復刻され、『日本録音事始め』（東芝EMI、TOCF-59061～71）として2001年に発売された。これに収録された当時の楽部の雅楽演奏について、寺内直子による分析がある（寺内直子「20世紀における雅楽のテンポとフレージングの変容—ガイ

スバーク録音と邦楽調査掛の五線譜』『国際文化学研究』17号、85-111頁、2002年3月)。

付記：本稿は、平成17年度科学研究費補助金「基盤研究(C)一般」による研究成果の一部である。

楽譜1 明治25年3月に宮内省楽部で撰譜され陸軍省に回付された楽譜
(宮内庁書陵部蔵『雅楽録』明治25年4号別紙)

國の鎮え

Andante moderato ♩ = 88. 樂師長兼伶人長芝萬鎮作曲

クニノ レツノヲ イヤレト イツキ マツロフ カニミタ
クニノ マツリノ ニギハヒラ アマカケリテモ ミソナハセ
アサマシイヨヲ マモリマセ

皇御國

樂師長兼伶人長芝萬鎮作曲

スノラニクニノモノノハ イカナルコトヲカ ツトムベキ
タガニモラルマゴコロヲ ワカヌホキニ ツクスマテ

命を捨て

樂師兼伶人林廣孝作曲

イナチラスラテ マスラオカ タテシイサツハアノツケ
アルベキカギリカタリツキ ヒツキ エホシノチノヨニ
タヘセツキレヨロツコセ

足 曳

樂師第伶人長山井基萬作曲

アヒビキ / ヤマベ トヨモス ツツノヒ ケツリノ ウチニ イチシル ク
 キホヘル ハタハ カヒコキ ヤ ツカヌホ キミノ ミラツカラウ サツケ タマヘル
 イクサノ ミルレノ ハタツ ツガトモ ノ イクサノ カミツ ツガトモ ノ
 イクサノ カミト アツキツ ツ スヌヤ スヌ マスラフ ノ ト モ

海 申 べ

伶人長東儀季芳作曲

ウニユカバ ミツクー カバチ ヤー マー ュー カバクサムスカバチ
 オホキミノ ヘーニーゴソ ミナーゾーカヘリミハセビ
 ルニハシニナ

海軍省より送付ノ分ハ歌詞終句カヘリミハセビトアリ
 陸軍省より送付ノ分ハトニハシトアリ故ニ向テ譽置テ

The Resignation of Musicians from the Gagaku Department of the Imperial Household Ministry (Kunaishō Shikibushoku Gagakubu) in 1897 (Meiji 30)

TSUKAHARA Yasuko

This paper focuses on the resignation of musicians belonging to the Gagaku Department of the Imperial Household Ministry in 1897. First of all, to understand the background of the resignation, the change within the official system and pay level of the musicians, as well as the musical activities of the Gagaku Department in the 1880–90s, are examined. Second of all, the negotiation process between the musicians and their superiors in 1897, up to their resignations, is investigated. The main results are as follow:

- (1) The position and pay level of the musicians were generally reduced by the administrative reforms in the 1880–90s. Gakudō Hozon Shikin (the subsidy for the traditional families involved in the transmission of *gagaku*), which commenced in 1884, was a powerful incentive for the musicians to bring up successors, but it was not enough to support their families' living expenses.
- (2) The activities of Western music became more active than *gagaku*, internally and externally, out of the Gagaku Department in the 1880–90s. The musicians were frequently requested to play and teach Western music outside of the Gagaku Department. In addition, they composed ceremonial pieces for the Army and Navy, as well as songs for the national holidays, which were sung at public schools. The melodies of these pieces and songs represented a transitional style with a mixture of *gagaku* originated scales and western ones.
- (3) In 1897, when several young musicians resigned from the Gagaku Department to change their jobs, the other musicians realized that this was a serious crisis for them. In June, they began to negotiate unitedly with their superiors, demanding the revision of their official positions and pay level, but at the end of November, they understood that they could not expect a response. Therefore, at the beginning of December, most musicians handed in their resignations to their superiors, but within a few days, they were persuaded to withdraw them. Although the whole revision of the Gagaku Department was not fulfilled at that time, the musicians would have acquired substantial results by the 1910s, which they had demanded previously.

The case study of musicians of the Gagaku Department in modern Japan is very significant, not only for the study of Japanese music history, but also for the study of the other Asian court musics that had virtually extinguished.